

著作権	判決年月日	令和3年2月4日	担当部	知財高裁第4部
	事件番号	令和2年(ネ)第10020号		
○ 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律4条1項に基づいて、投稿者と同じユーザIDで最後にログインした者の氏名又は名称及び住所の開示を求めることはできないとされた事例				

(事件類型) 発信者情報開示 (結論) 控訴棄却

(関連条文) 「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」2条4号, 4条1項, 「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第四条第一項の発信者情報を定める省令」1号, 2号

(原判決) 東京地方裁判所令和元年(ワ)第19689号判決

判決要旨

1 事案の要旨

本件は、X(控訴人・原告)が、氏名不詳者がインターネット上のウェブサイトに投稿した動画(以下「本件投稿動画」といい、その投稿行為を「本件投稿行為」という。)は、Xが著作権を有する控訴人動画と同一であり、本件投稿行為は、控訴人動画に係るXの公衆送信権又は送信可能化権を侵害するものであることが明らかであると主張して、本件投稿行為に係る経由プロバイダであると主張するY(被告・被控訴人)に対し、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(以下「法」という。)4条1項に基づき、本件投稿動画が投稿されたウェブサイトに、投稿者と同じユーザIDで最後にログインした者(以下「最終ログイン者」といい、このログインを「最終ログイン」という。)に関する発信者情報(氏名又は名称及び住所)の開示を求めた事案である。

原判決は、Xの請求を棄却したので、Xが控訴を提起した。Xは、当審において、侵害されたとする権利について、控訴人動画の冒頭の一コマである静止画像(以下「控訴人画像」という。)に係る公衆送信権、氏名表示権及び同一性保持権を追加した。

2 最終ログイン者に関する発信者情報は、法4条1項の「当該権利の侵害に係る発信者情報」に該当するかについて

(1) Xは、当審で、最終ログイン者と同じユーザIDを持つ者の紹介ページにおいて、最終ログインの直前に本件投稿動画が再生された時点で控訴人動画及び控訴人画像の公衆送信権の侵害行為があり、最終ログインのサムネイル画像が

表示された時点において控訴人画像の氏名表示権侵害行為及び同一性保持権の侵害があったとして、これらの再生ないし表示をもって、侵害情報の送信であると主張する。しかし、これらの再生ないし表示の時点で、特定電気通信設備の記録媒体への情報の記録又は特定電気通信設備の送信装置への情報の入力（法2条4号）があるわけではなく、これらの再生ないし表示を特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第四条第一項の発信者情報を定める省令（以下「省令」という。）が1号に定める侵害情報の送信ということはできない。

また、Xは、本件サイトの管理画面にログインすることができる者が、紹介ページで表示されるサムネイル画像を選択し、その結果紹介ページで氏名表示権や同一性保持権の侵害が生じたと主張するが、このような主張も権利侵害行為と侵害情報の送信に当たる行為を混同するものというべきであり、採用することができない。

- (3) 最終ログイン者に関する発信者情報は、侵害情報の送信である本件投稿行為そのものの発信者情報ではないから、法4条1項の定める開示対象とはいえない。

仮に、侵害情報の送信そのものでなく、その準備行為等、これと密接に関係するログインに係る発信者情報も、法4条1項の定める開示対象になると解したとしても、最終ログイン者に関する発信者情報は、本件投稿行為の後約1年8か月も経過した後の最終ログインに係るものであって、侵害情報の送信の準備行為とはいえないことはもちろん、本件投稿行為との関連も極めて希薄なものというべきであるから、結局、法4条1項の定める開示対象であるとはいえない。

本件において、最終ログイン者が本件投稿行為をしたと認め、又はそのように評価することもできない。

- 3 最終ログインに係るIPアドレスを本件投稿行為が行われた日時頃に割り当てられていた者の発信者情報は、法4条1項の「当該権利の侵害に係る発信者情報」に該当するかについて

そもそも、最終ログインに係るIPアドレスが、最終ログイン時と、本件投稿時に、同一人物に割り当てられていたと認めるに足りる証拠はない。